

枚方市水道事業中期経営計画

案

(平成 25 年度～平成 30 年度)



平成25年4月

枚方市 上下水道局 水道部



枚方市水道事業中期経営計画

目 次

	ページ
第1章 策定の趣旨	1
第2章 経営計画の体系	1
第3章 主要施策について	2
第1節 施策体系（イメージ）	2
第2節 施策一覧	3
第3節 主要施策の取り組み	4
I. 危機管理による安全重視の水道（Safety）	4
II. 安定的な給水の確保（Stability）	6
III. 安心して飲める良質な水の供給（Security）	9
IV. お客さまへのサービスの向上（Service）	10
V. 官民の役割分担（Sharing）	11
VI. 省エネルギーと環境保全（Saving）	12
第4章 財政収支計画	13
第1節 中期財政収支計画	13
第2節 将来需要予測	17
第3節 経営指標の推移	18

第1章 策定の趣旨

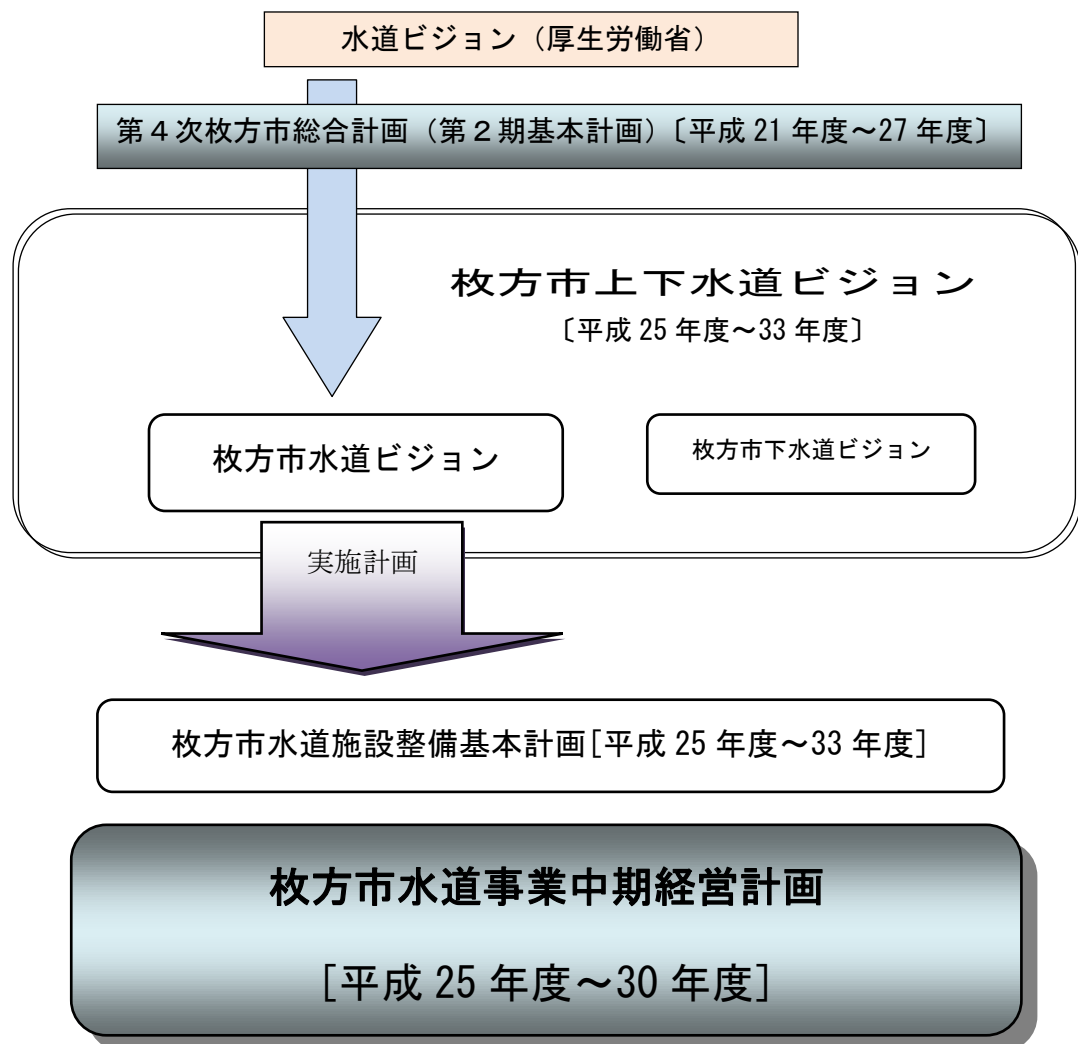
本市の水道事業の目指す基本的な方向性につきましては、「枚方市上下水道ビジョン（水道編）」（以下、「ビジョン」という。）で示していますが、経営の視点に重点を置いて、今後6年間のより具体的な方向性を示すものとして「枚方市水道事業中期経営計画」（以下、「経営計画」という。）を策定しました。

従前の経営計画は、平成24年度で計画期間が終了しましたので、今回、平成30年度までを計画期間として新たに策定したものです。

市民の皆様は、安心して健康で快適な生活を送っていただくためには、安定的な水道事業の経営は不可欠です。

経営計画は、ビジョンで示した「基本方向」、「基本施策」のより具体的な方向性を示し、安定的な水道事業の経営を目指すものです。

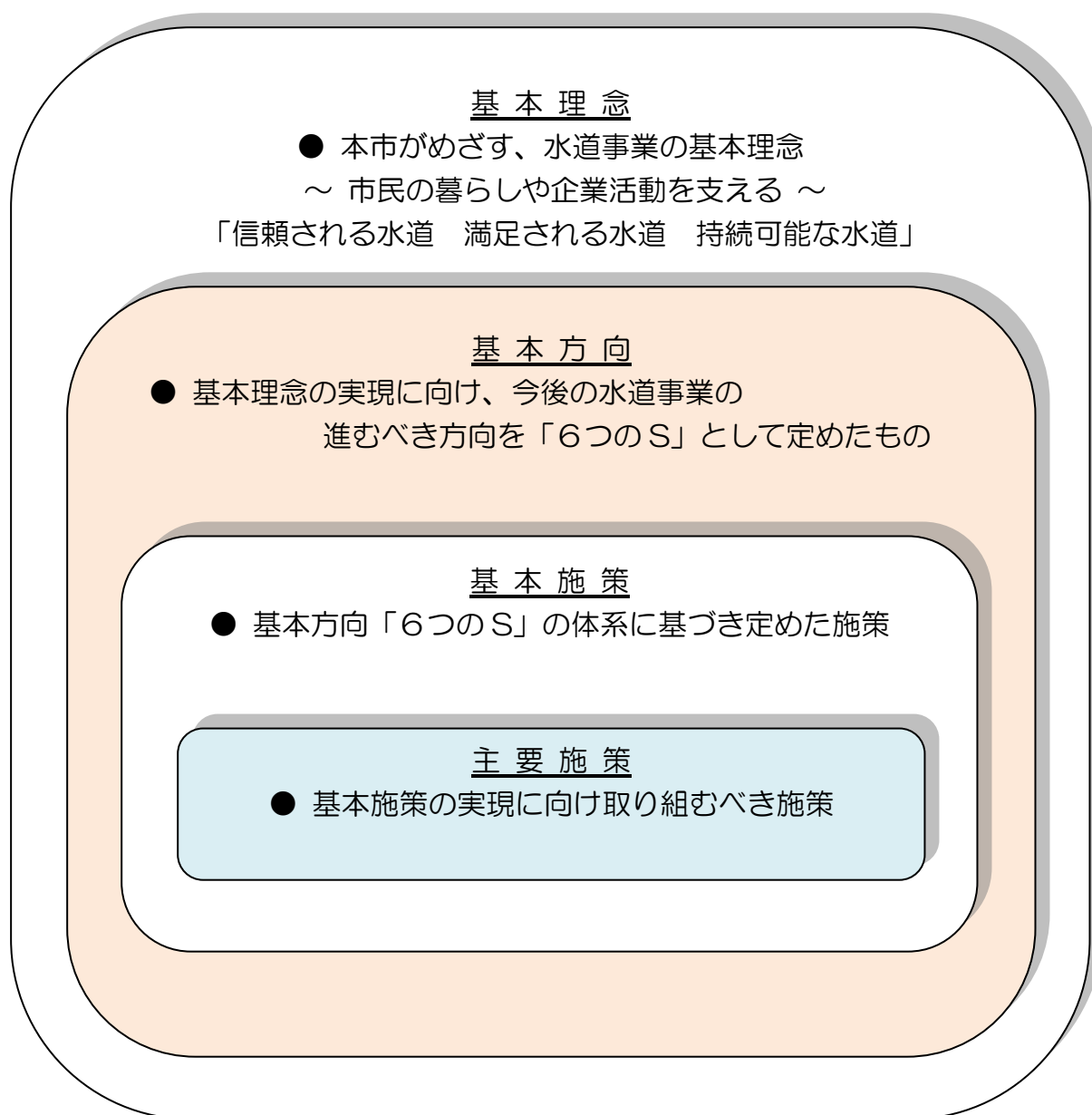
第2章 経営計画の体系



第3章 主要施策について

主要施策とは、ビジョンで示した「基本施策」のより具体的な方向性を示し、その実現に向けて取り組むべき主要な施策のことをいいます。

第1節 施策体系（イメージ）



第2節 施策一覧

基本方向	基本施策	主要施策
I 危機管理による安全重視の水道 (Safety)	1 危機管理体制の強化	① 危機管理体制の整備
		② 応急給水体制の整備
		③ 継続的な警備体制の整備
	2 水道施設・管路の耐震性の向上	④ 水道施設・管路の耐震性の向上
3 応急給水拠点・緊急対応設備の整備	⑤ 応急給水拠点・緊急対応設備の整備	
4 水道技術の継承	⑥ 水道技術の継承	
II 安定的な給水の確保 (Stability)	5 水道施設・管路の計画的な更新・改良	⑦ 浄水・配水施設等の更新・改良
		⑧ 管路の更新・改良
	6 送水ルート等の強化	⑨ 送水ルート等の強化
	7 効率的な維持管理の推進	⑩ 水道施設の適切な維持管理
		⑪ ライフサイクルコストの低減に配慮した施設整備、機器・設備の購入
	8 持続可能な経営の推進	⑫ 継続的な経営改革
⑬ 企業債残高の縮減		
⑭ 効率的な執行体制の確立		
III 安心して飲める良質な水の供給 (Security)	9 水質管理体制の強化	⑮ 適切な水質管理体制の整備
		⑯ 水質・水源管理の共同化
10 小規模貯水槽の管理指導	⑰ 小規模貯水槽の管理指導	
IV お客さまへのサービスの向上 (Service)	11 低廉な料金の維持・受益と負担の適正化	⑱ 料金体系等の適正化
	12 快適な給水水圧の確保	⑲ 直結給水審査対象区域の拡大
	13 水道水のPR活動の推進	⑳ 水道水のPR活動の推進
V 官民の役割分担 (Sharing)	14 民間委託等の推進	㉑ 民間委託等の推進
	15 多様な主体との応援協力体制の確立	㉒ 広域連携の推進
		㉓ 市民、NPOなどとの応援協力体制の確立
		㉔ 市民参加による水質検査の実施
VI 省エネルギーと環境保全 (Saving)	16 環境保全活動の推進	㉕ 環境負荷低減の取り組み
		㉖ 建設副産物等の再生利用の推進
	17 広域連携による環境保全の推進	㉗ 広域連携による環境保全の推進

第3節 主要施策の取り組み

I. 危機管理による安全重視の水道 (Safety)

1. 危機管理体制等の強化

① 危機管理体制の整備

概 要	地震や風水害などの自然災害や水質事故に備えるため、応急給水体制、災害復旧体制、職員出動態勢などを整理した危機管理マニュアル・防災マニュアルを整備し、常に職員が危機管理・防災に対する意識を持ち危機事象に対し迅速な対応が図れるよう、危機管理体制を整えます。
取り組み	ア. 「枚方市地域防災計画」と整合した上で、危機管理マニュアル等を適宜更新し、さまざまな危機事象に備えます。 イ. 危機事象発生時に市民生活に欠かせない飲料水を迅速に供給できるよう、定期的に応急給水訓練等を実施します。 ウ. 原水（淀川）の急激な濁度上昇など災害・事故発生時に迅速かつ適切に対処できるよう、水質関係に重点を置いた「水安全計画」の策定に取り組みます。
目 標	ア. 各事象に対応する危機管理マニュアル等の随時更新 イ. 各訓練（応急給水、給水パック作製、図上訓練等）の継続実施 ウ. 平成 25 年度に策定

② 応急給水体制の整備

概 要	災害発生時に必要な資器材・飲料水の確保を図るため、平常時から災害・事故等に備え、配置箇所も含め、必要な資器材等の適切な配備に努め応急給水体制を整えます。
取り組み	配備済みの資器材等の機能確認のため、定期的に点検を実施するとともに、計画的な配備に努めます。
目 標	継続的な資器材等の確保及び点検実施 資器材等の配備計画を整備

③ 継続的な警備体制の整備

概 要	不法侵入による水質事故・テロなどの非常事態に備え、水道施設の継続的な警備体制を整えます。
取り組み	ア. 基幹施設である中宮浄水場をはじめ、取水・受水・配水施設について機械警備、人的巡回警備を計画的・継続的に行います。 イ. 緊急時には「危機管理マニュアル」、「水道施設等危機管理行動指針」等に基づき、職員による警戒配備を実施します。
目 標	ア. 全施設について人的又は機械警備を導入 イ. 継続実施

2. 水道施設・管路の耐震性の向上

④ 水道施設・管路の耐震性の向上

概要	浄水・配水施設・管路等について、施設の更新・改良にあわせ計画的に耐震化を進めます。
取り組み目標	「Ⅱ. 5. 水道施設・管路の計画的な更新・改良」に記載

3. 応急給水拠点・緊急対応設備の整備

⑤ 応急給水拠点・緊急対応設備の整備

概要	<p>ア. 大規模災害時に給水量を確保するため、配水池に緊急遮断弁を設置した応急給水拠点の整備を進めます。 (平成 24 年度末現在、9 施設に緊急遮断弁を設置済)</p> <p>イ. 災害時に水道管から直接給水できる緊急給水栓の配備を進めます。</p>
取り組み	<p>ア. 地震など災害発生から 6 日間、市民に最低限の給水ができる応急給水量の確保をめざし、配水場を優先的に順次、応急給水拠点としての整備を行います。</p> <p>イ. より多くの箇所に緊急給水栓を設置できるよう、緊急給水栓の確保を進めます。</p>
目標	<p>ア. 緊急遮断弁を平成 33 年度までに春日受水場、鷹塚山配水場、北山配水場、津田低区配水場、妙見山配水池に設置し 14 施設とする。</p> <p>イ. すみやかに 5 個の緊急給水栓を確保</p>

4. 水道技術の継承

⑥ 水道技術の継承

概要	現在のサービス水準を維持・向上させるため、水道事業の運営に専門的な知識・経験を有する技術者を育成・確保し、非常事態にも迅速に対応できる技術・能力の向上に努め、次世代に継承します。
取り組み	<p>ア. 技術の継承、人材の育成を効果的に行うため、日常業務を通じ研修を行います。(OJT(職場研修))。</p> <p>イ. OFFJT(職場外研修)については、業務との関係を精査し、研修に参加できる環境を整え、研修内容を業務に活かします。</p> <p>ウ. 他団体との情報の交流・共有化を進め、技術の継承に取り組みます。</p> <p>エ. 業務のマニュアル化を推進し、業務遂行の水準を確保します。</p>
目標	<p>ア. 継続実施</p> <p>イ. 継続実施</p> <p>ウ. 継続実施</p> <p>エ. 継続実施</p>

II. 安定的な給水の確保 (Stability)

5. 水道施設・管路の計画的な更新・改良

⑦ 浄水・配水施設等の更新・改良

概 要	浄水・配水施設の半数以上は、開設後 30 年以上経過し老朽化が進んでいるため、耐震化とあわせ計画的・効率的に更新・改良を進めます。
取り組み	「枚方市水道施設整備基本計画」に基づき、耐震化とあわせ更新・改良に取り組みます。
目 標	ア. 春日受水場、中宮浄水場管理棟、鷹塚山配水場の更新・改良を実施 イ. 中宮浄水場更新計画、津田低区配水場耐震化計画の策定

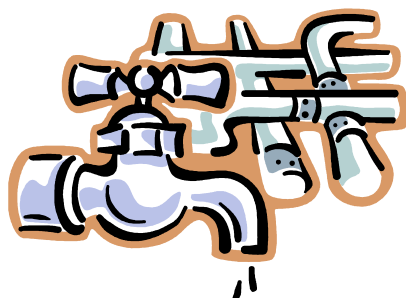
⑧ 管路の更新・改良

概 要	ア. 管路（導水管、送水管、配水管）も施設と同様に老朽化が進んでいるため、耐震化とあわせ計画的・効率的に更新・改良を進めます。 イ. 漏水の防止と鉛対策を目的に鉛製給水管の解消を進めます。 (平成 23 年度末の鉛製給水管率は 22%)
取り組み	ア. 「枚方市水道施設整備基本計画」に基づき、耐震化とあわせ更新・改良に取り組みます。 イ. 配水管の更新にあわせ、鉛製給水管の解消を進めます。
目 標	ア. 年間約 10 kmの管路の更新・改良を実施 イ. 鉛製給水管率を 12%に低減

6. 送水ルート等の強化

⑨ 送水ルート等の強化

概 要	災害時等における基幹的な水道施設への管路のバックアップ（代替）機能として、既設の導・送水管とは別のルートに新たに水道管を布設し、安定的な給水を確保します。
取り組み	「枚方市水道施設整備基本計画」に基づき、導水管及び基幹配水場間の送水管の二重化整備を進め、送水ルート等の強化を図ります。
目 標	磯島取水場～中宮浄水場間の導水管の二重化 春日受水場～津田低区配水場間の送水管の二重化



7. 効率的な維持管理の推進

⑩ 水道施設の適切な維持管理

概 要	安定的な給水を確保するために、水道施設・管路の効率的な維持管理を行います。
取り組み	ア. 「水道施設情報管理システム」(マッピングシステム)を活用し、管路等の適切な維持管理、資産管理を行います。 イ. 消火栓放水調査及び漏水調査等の結果を活用し、消防署と連携して消火栓の点検・管理に取り組み、管路の適切な維持管理を図ります。 ウ. 電気計装設備、ポンプ設備などの水道施設の維持管理は、経年による機能低下とライフサイクルコストを把握し、計画的・効率的に行います。
目 標	ア. 継続実施 イ. 継続実施 ウ. 継続実施

⑪ ライフサイクルコストの低減に配慮した施設整備、機器・設備の購入

概 要	設備機器の新設、交換にあたっては、ライフサイクルコストの縮減を基本に、適切な資産の保全に努めます。
取り組み	ア. 機器・設備の購入に際しては、インシヤルコスト、ランニングコスト双方から費用対効果を検討します。 イ. 「エネルギーの使用の合理化に関する法律 ^{※1} 」の趣旨に基づき、機器・設備の新設・更新については、省エネタイプの導入に努めます。また、既設の施設についても省エネに配慮した運用を行います。 ウ. 施設の新設・更新の際は、太陽光パネルの設置等、自然エネルギーの利用を検討し、環境負荷低減効果が認められる資材の調達や建設機械の使用、耐久性に優れた材料等の採用を検討し、ライフサイクルコストの低減に努めます。
目 標	ア. 推進 イ. 推進 ウ. 推進

※1：この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

8. 持続可能な経営の推進

⑫ 継続的な経営改革

概 要	お客さまに満足いただけるサービスを提供するために、経営の安定化・健全化に向けた取り組みを継続的に進めます。
取り組み	ア. 今後、水道施設の更新・改良の時期を迎えるため、各計画等に基づく事業の内容を的確に判断し、経営を圧迫することのないよう事業費を精査します。また、アセットマネジメントの考え方も参考に、経済性、有効性、効率性に重点を置いた施設整備を推進します。 イ. 未利用地について、売却、貸付等の可能性を検討し、資産の有効活用に取り組みます。
目 標	ア. 推進 イ. 推進

⑬ 企業債残高の縮減

概 要	老朽化した水道施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となりますが、企業債の元利償還金が過度の財政負担となり、後年度の経営を圧迫することがないように、企業債残高の縮減に努めます。
取り組み	計画段階において、事業内容や事業費を十分精査するとともに、自己財源と起債充当率のバランスを考慮し、各年度の企業債発行額が元金償還額を上回らないことを基本に、企業債発行額の抑制に努めます。
目 標	固定負債構成比率（企業債等、固定負債の合計が、負債と資本の合計に占める割合）の縮減

⑭ 効率的な執行体制の確立

概 要	業務の再編と執行の効率化を進めるとともに、職員の適正配置に努め、効率的な執行体制の構築を図ります。
取り組み	災害・事故等の危機事象に対し、迅速且つ的確に対応できる体制の確立等、セーフティネットの確保にも取り組みながら、上下水道組織の再編等を進め、職員配置の適正化に努めます。
目 標	平成 27 年度 組織の再編を実施



Ⅲ. 安心して飲める良質な水の供給 (Security)

9. 水質管理体制の強化

⑮ 適切な水質管理体制の整備

概 要	安心して飲める良質な水を供給するため、浄水処理過程や市内給水栓の水質検査を計画的、継続的に行います。
取り組み	ア. 配水系統ごとの毎日検査や定期的な水質検査を実施します。 イ. 新たな汚染物質 PPCPs ^{※2} や、クリプトスポリジウム ^{※3} 等の病原性微生物に対する監視など、水質管理体制の強化を図ります。 ウ. 水道 GLP ^{※4} に則った水質検査の精度向上と信頼性の確保に努めます。
目 標	ア. 継続実施 イ. 推進 ウ. 推進

⑯ 水質・水源管理の共同化

概 要	水道水源の広域的な監視や、効果的・効率的な水質管理を行うため、関連水道事業体と連携します。
取り組み	ア. 広域的な水源監視のため、琵琶湖淀川水系を水源とする他事業体と共同で、計画的に水源監視を行います。 イ. 大阪広域水道企業団との連携などにより、効果的・効率的な水質管理を行います。
目 標	ア. 継続実施 イ. 継続実施

10. 小規模貯水槽の管理指導

⑰ 小規模貯水槽の管理指導

概 要	小規模貯水槽 (10 m ³ 以下) は建物の管理者等が管理していますが、水質の確保ができていない場合があります。そのため、本市が貯水槽の点検を実施し、必要な指導・啓発を行い、安心して飲める水道水の供給に努めます。
取り組み	小規模貯水槽の点検、水質検査を実施し、その結果に基づき、施設管理者に必要な指導・啓発を行います。
目 標	継続実施

※2 : Pharmaceuticals and Personal Care Products : 化粧品やシャンプーなどの日用品及び医薬品に含まれる多様な化学物質。

※3 : 人や動物の下痢の原因になる原虫。直径約1000分の5ミリメートルほどの球形で、感染すると腸内で大増殖し、激しい下痢を招く。

※4 : Good Laboratory Practice : 水道水質優良試験所規範。検査設備、検査体制、検査方法等について定められた基準に従い、水質検査の信頼性が確立されている試験所であることを示す。

IV. お客さまへのサービスの向上 (Service)

11. 低廉な料金の維持・受益と負担の適正化

⑱ 料金体系等の適正化

概 要	民間の事業内容の多様化などに伴い、用途別料金区分の整理を行うとともに、低廉な料金の維持を基本に受益と負担の適正化をめざし、料金体系等について検証します。
取り組み	現在の5区分の用途別料金区分を、明確で簡素な区分に整理します。水道事業の経営予測を踏まえ、受益と負担の公平性の観点から、料金体系等について検討を行います。
目 標	平成25年度 料金体系等の見直し

12. 快適な給水水圧の確保

⑲ 直結給水審査対象区域の拡大

概 要	共同住宅等の中高層（3階以上）の建物については、所有者等が貯水槽を設置していますが、貯水槽の衛生問題の解消、省エネルギー対策等、給水サービスの向上を図るため、直結給水審査対象区域の拡大に努めます。
取り組み	管路の更新等による配水管網の整備や、それに伴う配水区域の再編など、配水管整備の進捗にあわせ、3階から概ね10階程度までの建物に直結給水できるよう、審査対象区域の拡大に取り組みます。
目 標	直結給水審査対象区域を市内全域に拡大 (地理的条件により困難な地域を除く)

13. 水道水のPR活動の推進

⑳ 水道水のPR活動の推進

概 要	水道事業の内容や、水道に関する情報をタイムリーに発信することにより、お客さまの水道事業についての理解を深め、本市の水道水が安全・安心で良質な水であることを知っていただき、お客さまの水道水に対する安心感や満足度を高めていきます。
取り組み	ア. 「広報ひらかた」への記事掲載、上下水道局ホームページへの掲載、ケーブルテレビやFMラジオの活用、各種広報紙の配付等により、水道事業に関する情報を積極的に発信します。 イ. 水質検査計画や水質試験年報をホームページに掲載します。 ウ. イベントにあわせて開催する利き水会や、出前講座、水道施設見学会を実施します。
目 標	ア. 継続実施 イ. 継続実施 ウ. 継続実施

V. 官民の役割分担 (Sharing)

14. 民間委託等の推進

⑳ 民間委託等の推進

概 要	行政の役割と責任を明確にしながら、より効果的・効率的な事業運営をめざし、民間委託等の拡大の可能性を追求します。
取り組み	ア. 水道事業者として直接担わなければならない業務を除き、民間に任せることで、より効果的・効率的に業務を進めます。 イ. 施設の整備や更新時には、民間活力の導入について検討します。
目 標	ア. 検討 イ. 推進

15. 多様な主体との応援協力体制の確立

㉑ 広域連携の推進

概 要	災害発生に備えて関係機関等との情報交換を推進し、水源汚染事故等に迅速に対応できる体制を整えます。ライフライン事業者間の連絡調整を密にし、リスク管理に努めます。
取り組み	日本水道協会や大阪広域水道企業団等、関係機関が主催する共同訓練に積極的に参画し、連携強化を図ります。 河川管理者等との連絡体制を活用し、事故発生時に迅速に対応します。危機事象発生時の代替水源の確保のため、大阪広域水道企業団との連携を図ります。 ガス、電気、電信電話等のライフライン事業者との連携を密にします。
目 標	継続実施

㉒ 市民、NPO などとの応援協力体制の確立

概 要	危機管理、防災対策などは、行政の役割と責任を明確にし、市民、自主防災組織、NPO など多様な主体と応援協力体制を確立します。
取り組み	ア. 地域自主防災組織の訓練に参加し、市民に対し応急給水での役割を啓発することにより、災害・事故等発生時の応援協力体制の充実を図ります。 イ. 民間事業者等と合同訓練を実施し、災害・事故等発生時における応援協力体制の充実を図ります。
目 標	ア. 継続実施 イ. 継続実施

②④ 市民参加による水質検査の実施

概 要	蛇口での水質検査を毎日、市民モニターに行っていただき、水道水に対する市民意識の高揚に努めます。
取り組み	配水系統ごとに、市民モニターによる水質検査を実施します。
目 標	継続実施

VI. 省エネルギーと環境保全 (Saving)

16. 環境保全活動の推進

②⑤ 環境負荷低減の取り組み

概 要	電力使用量の削減など、環境負荷の低減に向けた取り組みに努めます。
取り組み	配水池の外部照明や、浄水場内の電力の一部を環境にやさしい自然エネルギーで賄うため、施設の更新時に太陽光発電装置を設置します。 更新を予定する施設については、省エネ対策に配慮した機器・設備の選定・導入に努めます。 エコオフィス活動を念頭に置き、日々の業務を行います。
目 標	継続実施

②⑥ 建設副産物等の再生利用の推進

概 要	水道事業で発生する建設副産物等については、再生資源として有効利用に取り組みます。
取り組み	工事により発生する残土、アスファルト塊等の再生利用を推進します。 また、浄水処理施設の維持管理により使用した、ろ過砂等についても有効利用に取り組みます。
目 標	推進

17. 広域連携による環境保全の推進

②⑦ 広域連携による環境保全の推進

概 要	水源である琵琶湖・淀川水系の河川の水質・環境を守るため、関係団体との連携を密にし、環境保全に取り組みます。
取り組み	本市が参画している淀川水質協議会をはじめ、関係団体との連携を密にし、環境保全に関する議論を深め、国、大阪府、京都府の管轄部署及び水源管理者に対し、水質汚濁の改善等の要望、環境保全の要請行動を行います。
目 標	継続実施

第4章 財政収支計画

水道事業は、今後も良質な水を安定的に供給するため、施設等の耐震化を含めた改良・更新事業を着実に進めるとともに、経常経費の削減や事務事業の効率的な運営を行い、低廉な水道水の持続的な提供に努め、毎年度の収益的収支の黒字を継続できるよう、より一層の経営の効率化・健全化に取り組みます。

また、将来的には浄水場の更新など多額の事業費が必要となりますが、当面の間は、施設整備基本計画で予定している事業を進めながらも、企業債残高の縮減も見込めるので、市民負担軽減のため水道料金の平均約5%減額改定を行います。

第1節 中期財政収支計画

1. 現行料金体系での財政予測

(1) 収益的収支

【事業年度の経営活動にともない発生したすべての収入とそれに対応するすべての支出】

単位：百万円

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	営業収益 (A)	6,663	6,844	6,532	6,485	6,420	6,377	6,301
	うち料金収入 ※1	6,629	6,576	6,509	6,462	6,397	6,354	6,279
	うち他会計負担金	6	6	6	6	6	6	6
	営業外収益 (B)	428	441	392	369	361	352	346
	うち他会計補助金	131	128	121	115	115	113	113
	収入計 (7) [(A)+(B)]	7,091	7,285	6,924	6,854	6,781	6,729	6,647
支 出	営業費用 (C)	5,800	6,050	5,589	5,725	5,387	5,484	5,543
	うち職員給与費 ※2	1,153	1,122	783	749	743	743	743
	うち維持管理費	2,109	2,314	2,163	2,198	2,283	2,367	2,452
	うち減価償却費	2,345	2,444	2,473	2,485	2,191	2,204	2,178
	営業外費用(支払い利息等) (D)	569	525	506	483	480	445	424
	支出計 (イ) [(C)+(D)]	6,369	6,575	6,095	6,208	5,867	5,929	5,967
経常損益 (ウ) [(7)-(イ)]	722	710	829	646	914	800	680	
特別損益 (エ)	△368	△16	△17	△117	△17	△17	△16	
当年度純利益 (ウ)+(エ)	354	694	812	529	897	783	664	

当年度の純利益については、建設改良積立金に積立を行っていきます。残高の推移は、下記のとおりです。

減債積立金	229	29	0	0	0	0	0
建設改良積立金	2,119	1,721	1,905	2,541	2,523	2,523	2,751
合 計	2,348	1,750	1,905	2,541	2,523	2,523	2,751

(2) 資本的収支

【経営活動に係る施設の建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出、並びにその財源となる収入】

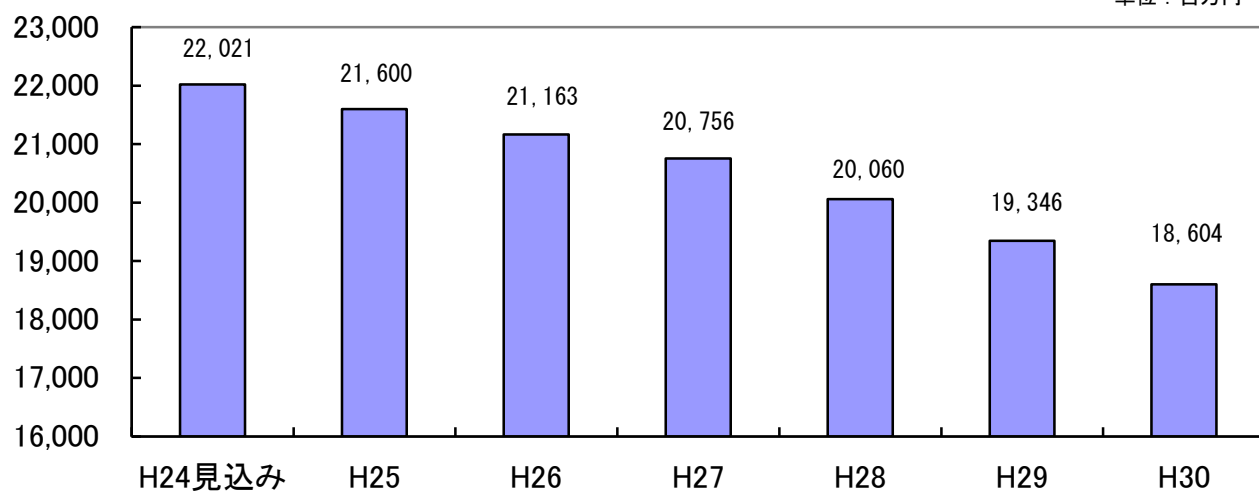
単位：百万円

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収入	企業債	1,300	1,000	1,000	1,000	750	750	750
	他会計補助金	95	120	126	8	6	0	0
	他会計負担金	27	30	30	30	30	30	30
	他会計出資金	139	150	0	0	0	0	0
	その他(工事負担金等)	282	103	1,603	303	303	135	278
	収入計(7)	1,843	1,403	2,759	1,341	1,089	915	1,058
支出	建設改良費	3,676	3,652	4,780	3,145	2,725	2,910	2,632
	企業債等償還金	1,489	1,424	1,439	1,407	1,445	1,465	1,492
	その他	1,444	63	63	63	63	63	63
	支出計(4)	6,609	5,139	6,282	4,615	4,233	4,438	4,187
単年度収支(7)-(4)		△4,766	△3,736	△3,523	△3,274	△3,144	△3,523	△3,129
上記不足額に補てん可能な財源		7,468	6,180	6,240	6,345	6,563	6,829	6,545

年度末資金過不足額	2,702	2,444	2,717	3,071	3,419	3,306	3,416
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(3) 企業債等残高

単位：百万円



2. 改定料金体系での財政予測

(1) 収益的収支

【事業年度の経営活動にともない発生したすべての収入とそれに対応するすべての支出】

単位：百万円

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	営業収益 (A)	6,663	6,692	6,232	6,189	6,128	6,088	6,016
	うち料金収入 ※1	6,629	6,424	6,209	6,166	6,105	6,065	5,994
	うち他会計負担金	6	6	6	6	6	6	6
	営業外収益 (B)	428	441	392	369	361	352	345
	うち他会計補助金	131	128	121	115	115	113	113
	収入計 (7) [(A)+(B)]	7,091	7,133	6,624	6,558	6,489	6,440	6,361
支 出	営業費用 (C)	5,800	6,050	5,589	5,725	5,387	5,484	5,543
	うち職員給与費 ※2	1,153	1,122	783	749	743	743	743
	うち維持管理費	2,109	2,314	2,163	2,198	2,283	2,367	2,452
	うち減価償却費	2,345	2,444	2,473	2,485	2,191	2,204	2,178
	営業外費用(支払い利息等) (D)	569	525	512	494	498	466	448
	支出計 (イ) [(C)+(D)]	6,369	6,575	6,101	6,219	5,885	5,950	5,991
経常損益 (ウ) [(7)-(イ)]	722	558	523	339	604	490	370	
特別損益 (エ)	△368	△16	△17	△117	△17	△17	△16	
当年度純利益 (ウ)+(エ)	354	542	506	222	587	473	354	

当年度の純利益については、建設改良積立金に積立を行っていきます。残高の推移は、下記のとおりです。

減債積立金	229	29	0	0	0	0	0
建設改良積立金	2,119	2,021	2,340	2,846	2,811	2,686	2,779
合 計	2,348	2,050	2,340	2,846	2,811	2,686	2,779

※1 本市においても人口減少の時代に入ることが想定され、計画給水人口の減少並びに節水意識の浸透などにより、料金収入については今後も逡減傾向となることが想定されます。

※2 職員給与費には、退職給与費を含みます。

(2) 資本的収支

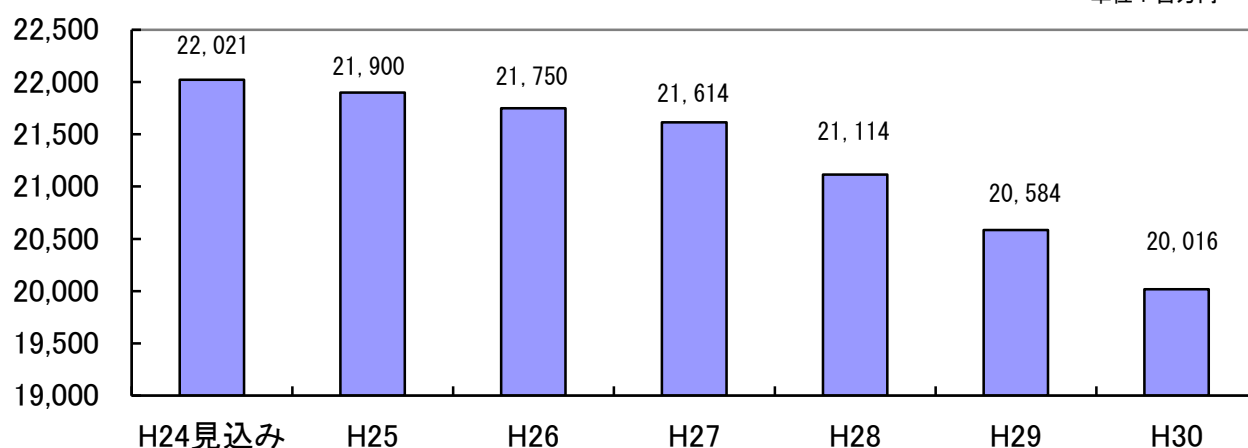
【経営活動に係る施設の建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出、並びにその財源となる収入】

単位：百万円

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	企業債	1,300	1,300	1,300	1,300	1,000	1,000	1,000
	他会計補助金	95	120	126	8	6	0	0
	他会計負担金	27	30	30	30	30	30	30
	他会計出資金	139	150	0	0	0	0	0
	その他（工事負担金等）	282	103	1,603	303	303	135	278
	収入計（7）	1,843	1,703	3,059	1,641	1,339	1,165	1,308
支 出	建設改良費	3,676	3,652	4,780	3,145	2,725	2,910	2,632
	企業債等償還金	1,489	1,424	1,452	1,435	1,500	1,530	1,568
	その他	1,444	63	63	63	63	63	63
	支出計（1）	6,609	5,139	6,295	4,643	4,288	4,503	4,263
単年度収支（7）-（1）		△4,766	△3,436	△3,236	△3,002	△2,949	△3,338	△2,955
上記不足額に補てん可能な財源		7,468	6,028	6,082	6,166	6,347	6,498	6,089
年度末資金過不足額		2,702	2,592	2,846	3,164	3,398	3,160	3,134

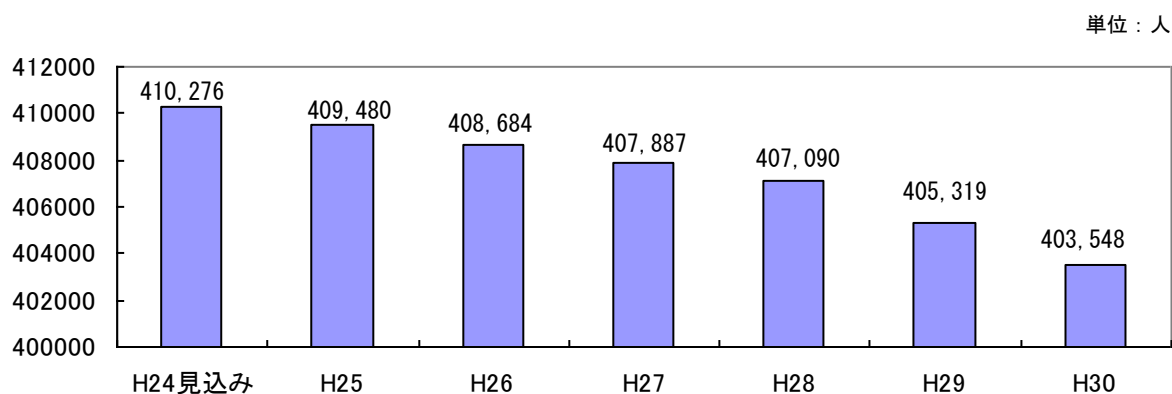
(3) 企業債等残高

単位：百万円

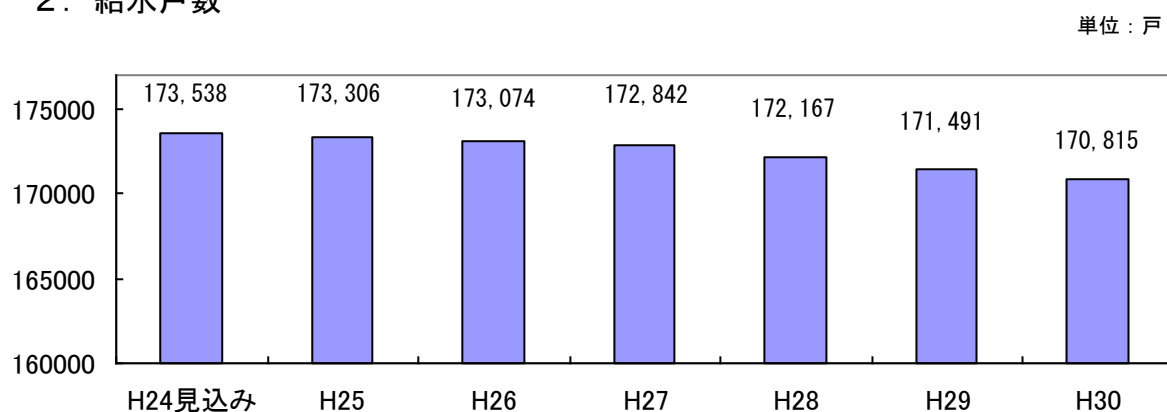


第2節 将来需要予測

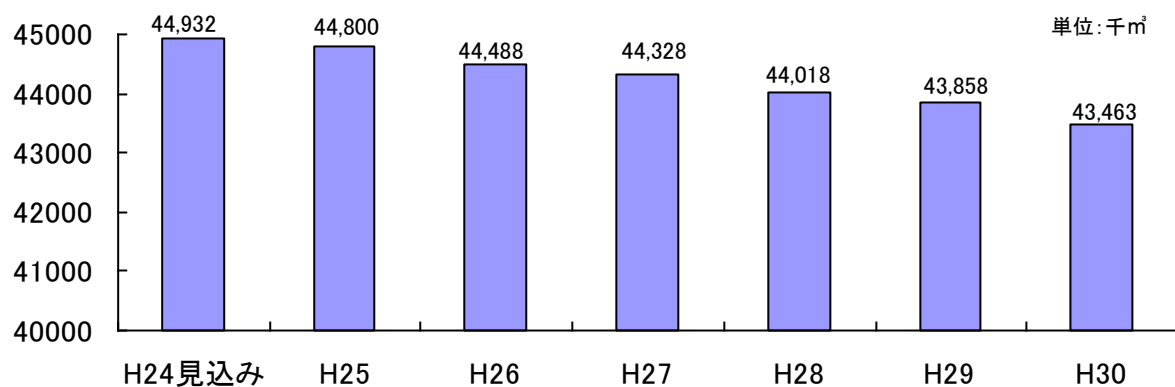
1. 給水人口予測



2. 給水戸数



3. 年間有収水量



第3節 経営指標の推移

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収支比率 (%) (収益収入/収益支出×100)		111.34	108.49	108.57	105.45	110.26	108.24	106.18
不良債務比率 (%) 流動負債-(流動資産-翌年度繰越 財源)/ (営業収益-受託工事収益) ×100		0	0	0	0	0	0	0
累積欠損金比率 (%) 累積欠損金/ (営業収益-受託工事 収益) ×100		0	0	0	0	0	0	0
繰 入 金 比 率	収益的収支分 (%) (損益勘定繰入金/収益 収入) ×100	1.93	1.88	1.92	1.85	1.86	1.85	1.87
	資本的収入分 (%) (資本勘定繰入金/資本 収入) ×100	14.16	17.62	5.10	2.32	2.69	2.58	2.29
企業債等残高/料金収入		3.32	3.41	3.50	3.51	3.46	3.39	3.34
企業債等償還金/減価償却費× 100 (%)		63.50	58.27	58.71	57.75	68.46	69.42	71.99

